

No.	質問項目	質問内容	回答
1	実施要領 委託業務の契約期間	行政年度を跨ぐ点について、契約候補者が特定された段階で当年度分、次年度分に分けて業務内容と委託額を当事者間で協議して決定しますか。異なる場合は大まかにその締結方法をお示しいただけますか。	業務委託内容のスケジュールについては、受注候補者と協議の上、決定します。委託額については、令和4年度の業務完了後に委託金額全額の支払いとなります。(実施要領の2(5)「業務完了後の支払いとする。」)
2	参加資格について	官公庁発注の業務実績が無い場合、参加資格は与えられませんか？ それとも提案評価はいただけますでしょうか？	官公庁発注の業務実績を参加資格としていることから、実績がない場合は参加資格はありません。(実施要領の3(2))
3	プロポーザル実施要領 p.5 7 受注候補者の選定	設置される選定委員会について、委員の構成(外部有識者や民間団体の有無)、人数等についてご教示ください。	選定委員会については、市職員4名で組織する予定となっております。
4	特記仕様書 4 業務概要 (1) 各種調査の実施 (2) 総合分析、観光施策の提案	貴市が持っているデータ等について、主な開示可能な観光関連及び人流等の既往調査の内容、期間、データはどのようなものがありますか。	当市が所有するデータとして、市ホームページ内に「観光入込客数」、「東海自然歩道推定利用者数」、及び「観光地点及び行祭事・イベント別推移」があります。 また、第3次春日井市産業振興アクションプラン内に観光に関する統計資料が一部掲載(P13)されております。 URL <a href="https://www.city.kasugai.lg.jp/shisei/1009248/kanko/1012033.html">https://www.city.kasugai.lg.jp/shisei/1009248/kanko/1012033.html</a> (観光統計) <a href="https://www.city.kasugai.lg.jp/business/kigyo/action-plan.html">https://www.city.kasugai.lg.jp/business/kigyo/action-plan.html</a> (春日井市産業振興アクションプラン)
5	仕様書 5 業務委託内容 (2) 総合分析、観光施策の提案	貴市で、これまでに実施した関連調査があれば教えてください。(例: 来訪者調査など)	No.4と同様
6	5(2)イ	貴市がお持ちのデータで観光関連でご提供いただけるデータがあれば具体的に教えてください。(愛知県観光統計に出ていない入込データ、宿泊者数等)	No.4と同様
7	仕様書P. 2 5(2)イ	「春日井市が持っているデータ」とは、何を指しているのでしょうか。現状、可能な範囲で、内容についてもご教示いただけると幸いです。	No.4と同様
8	特記仕様書 4 業務概要 (2) 総合分析、観光施策の提案	貴市で産業連関表を作成していますか。あれば所在や利用方法を教えてください。	当市では、産業連関表は作成しておりません。

No.	質問項目	質問内容	回答
9	仕様書 5 業務委託内容 (5) 基本計画の作成	令和3年度に実施するサボテンプロデュース事業について、内容や実施時期、実施主体や今後の継続取組の意向などを教えてください。	<p>サボテンプロデュース事業については、別途公募型プロポーザルにより委託業者を決定します。実施時期は、令和3年8月～令和4年2月を予定しています。業務内容は現在検討中ですが、令和3年3月議会において、サボテンの取組について次のとおり説明しておりますので、業務内容の参考にしてください。</p> <p>地域ブランドであるサボテンの取組について            「サボテンプロジェクトについては、平成20年度から平成29年度までの10年間、春日井商工会議所や春日井市観光コンベンション協会が主体で進めたプロジェクトに対し、本市が補助を行ってきました。このプロジェクトの中でサボテンキャラクターや食用サボテン等、市内の多くの事業者によるサボテンを活用した商品開発が進められました。しかし、その内容は個々の事業者の取組の支援にとどまり、サボテンを地域のブランドとして適切にプロデュースし、市内外に発信・需要を開拓していく機能が十分ではなかったと認識しております。サボテンは本市が誇る地域資源です。他の地域にはないサボテン栽培で全国をリードした歴史がある本市は、サボテンを“売り”にできる全国唯一の地方自治体と言っても過言ではありません。</p> <p>全国的に競争力があるコンテンツであるサボテンの地域資源としての価値を再認識し、それに対する市民の誇りを根付かせ、この資源をいかに活用していくかが、今後の本市の発展のカギになると考えております。</p> <p>このため、過去のサボテンプロジェクトの成果を活かしつつ、市が中心となって関係機関との連携をさらに強化し、地域ブランドとして「春日井サボテン」を地元で強固に根付かせ、さらに全国展開していくためのプロデュース事業に注力してまいります。</p> <p>具体的には、サボテンの有効性に着目した健康食品等への展開に向けた大型需要の開拓、それに対応した生産計画の立案、春日井サボテンの認知度向上と適切なブランド管理体制の構築等、民間事業者への委託を活用しつつ進めてまいります。」</p>
10	特記仕様書 p.2 4 業務概要 (5)基本計画の作成	令和3年度に春日井市が実施するサボテンプロデュース事業の概要についてご教示ください。	No.9と同様
11	仕様書P. 3 5(5)②	「サボテンプロデュース事業」の内容を教えてくださいませんか？ また、令和2年度以前にも同様の事業を実施されている場合、その内容・結果も併せてご教示いただけると幸いです。	No.9と同様。また、令和2年度以前については、同様の事業は実施していません。

No.	質問項目	質問内容	回答
12	特記仕様書 4 業務概要 p.2 (6)実績報告書(成果物)の作成	基本計画書の本編について、想定されているページ数やカラー・モノクロの別などをご教示ください。	計画書については、本編として50ページ程度、資料編として業務委託で実施した調査結果等を30ページ程度、合計80ページ程度を想定しています。また、色は全ページ2色刷りを想定しています。
13	5(1)イ	市民調査について、市民モニターのような不特定ではなくアンケートを依頼できるような先はありますか。また、あった場合、それは活用できますか。	アンケートを依頼できる団体として組織化されたものではありません。
14	市民郵送等調査について	市民郵送等調査の設計、作成、集計、データ分析は委託業務に含まれるが、調査票の印刷、郵送等に用いる封筒印刷、発送・返送の郵送費、封入・開封作業、督促状印刷・郵送費は委託業務に含むのか。	調査票等の印刷、郵送費、封入作業等にかかる費用は委託業務に含まれます。(特記仕様書の5(1)オ②「調査実施にあたり必要となる諸経費等については、全て受注者の負担とする。」)
15	仕様書 5 業務委託内容 (3) 会議運営の支援	にぎわい創出推進会議と戦略会議について、それぞれの役割や、構成員、有識者の有無、謝金の有無、推進会議の回数などを教えてください。また、有識者が既に決まっているようでしたら、教えてください。	特記仕様書の5(3)イにつきまして、誤：戦略会議 正：推進会議となります。よって、推進会議のみの運営支援となります。推進会議の委員は学識経験者、公募委員等を想定しており、委員には会議の出席に応じて市が報酬を支給します。委員については、現在選定中です。会議の回数は、仕様書にもあるとおり、令和3年度中に3回、令和4年度中に2回を予定しています。
16	5(3)	会議運営における会議参加者への謝金、交通費等は、本事業で発生しますでしょうか。	会議の委員に対する費用については、本事業には含まれず、市が報酬を別に支給します。
17	5(4)	パブリックコメントの想定実施時期を教えてください	パブリックコメントの実施時期については、令和4年6月～8月の間に1か月間実施する予定をしています。
18	5(5)②	サポテンプロデュース事業の結果がいつ出る想定か教えてください。	No.9にあるとおり、令和3年8月～令和4年2月を実施時期の予定としているため、3月には結果が出ている想定です。
19	評価項目 業務実績	令和2年度に完了した実績は評価の対象にはならないのでしょうか？	令和2年度の業務実績は評価の対象とはなりません。参考として、企画提案書に記載していただいてもかまいません。